

(3) 信用関連取引
1. 残存期間別残高

平成28年1月27日更新

〔 上段 : 想定元本(兆円)
下段 : 契約件数(件) 〕

		～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1年～2年	2年～5年	5年～10年	10年～30年	30年超	総計		
銀行等計		0.2	0.2	0.3	0.7	2.4	0.3	0.0	－	4.1		
		(166)	(138)	(354)	(651)	(2,212)	(154)	(4)	－	(3,679)		
		大手行等		0.2	0.1	0.3	0.6	2.1	0.3	－	－	3.6
				(160)	(118)	(328)	(597)	(1,895)	(140)	－	－	(3,238)
		地域銀行		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	－	－	－	0.0
				(1)	(3)	(5)	(14)	(14)	－	－	－	(37)
		外国銀行支店その他銀行		0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	－	0.5
				(5)	(17)	(21)	(40)	(303)	(14)	(4)	－	(404)
第一種金融商品取引業者計		0.5	0.9	1.7	4.1	9.7	0.7	0.0	－	17.6		
		(1,005)	(1,237)	(2,238)	(5,094)	(12,119)	(832)	(1)	－	(22,526)		
保険会社		0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	－	－	0.5		
		(10)	(18)	(23)	(28)	(144)	(3)	－	－	(226)		
日本証券クリアリング機構		－	0.1	0.1	0.3	2.1	－	－	－	2.6		
		－	(20)	(64)	(272)	(1,536)	－	－	－	(1,892)		
上記計		0.7	1.2	2.2	5.2	14.4	1.2	0.0	－	24.9		
		(1,181)	(1,413)	(2,679)	(6,045)	(16,011)	(989)	(5)	－	(28,323)		

(注1) 銀行等及び第一種金融商品取引業者の報告残高には、日本証券クリアリング機構から報告される取引は、含まれない。

(注2) 銀行等及び第一種金融商品取引業者から報告される非清算店頭デリバティブ取引については、同一の取引であっても双方から報告されるものは、重複して計上している。

(注3) 大手行等には、主要行等、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信金中央金庫及び農林中央金庫が含まれている。

(注4) 日本証券クリアリング機構から報告される取引については、債務引受の相手方双方分が報告されているため、重複して計上している。

(注5) 今後集計方法の変更や報告情報の精査を行った場合には変更し得る。

(3) 信用関連取引

2. 商品別残高

上段：想定元本(兆円)
下段：契約件数(件)

	シングルネーム	インデックス 及び インデックストランシェ	その他	総計
銀行等計	3.1	0.8	0.2	4.1
	(3,289)	(350)	(40)	(3,679)
	大手行等	2.8	0.8	3.6
		(2,902)	(332)	(3,238)
	地域銀行	0.0	－	0.0
		(37)	－	(37)
	外国銀行支店その他銀行	0.3	0.2	0.5
		(350)	(36)	(404)
第一種金融商品取引業者計	12.6	4.1	0.9	17.6
	(20,580)	(1,358)	(588)	(22,526)
保険会社	0.4	0.1	－	0.5
	(216)	(10)	－	(226)
日本証券クリアリング機構	0.1	2.5	－	2.6
	(222)	(1,670)	－	(1,892)
上記計	16.2	7.6	1.1	24.9
	(24,307)	(3,388)	(628)	(28,323)

(注1) 銀行等及び第一種金融商品取引業者の報告残高には、日本証券クリアリング機構から報告される取引は、含まれない。

(注2) 銀行等及び第一種金融商品取引業者から報告される非清算店頭デリバティブ取引については、同一の取引であっても双方から報告されるものは、重複して計上している。

(注3) 大手行等には、主要行等、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信金中央金庫及び農林中央金庫が含まれている。

(注4) 日本証券クリアリング機構から報告される取引については、債務引受の相手方双方分が報告されているため、重複して計上している。

(注5) 「シングルネーム」とは個別の発行体の信用状態を参照する信用デリバティブのことを指し、「インデックス 及び インデックストランシェ」とは代表的な発行体の信用状態を指標化した指数を参照する信用デリバティブのことを指す。

(注6) 今後集計方法の変更や報告情報の精査を行った場合には変更し得る。